

第2期一関市成年後見制度利用促進計画(案)の概要

基本理念

誰もが支え合い みんなが安心して暮らせるまちづくり

1. 成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人を法的に支える制度で、本人に代わって財産の管理や契約行為を行うなど、その人の権利を守り、生活を支援するための制度です。本人の判断能力の程度などに応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれます。

2. 計画策定の趣旨

国の第二期成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、地域共生社会の実現に向け、市民一人ひとりが尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう、その実現に向かって取り組むべき施策を明らかにするため、第2期一関市成年後見制度利用促進計画を策定するものです。＜計画期間:令和6年度～8年度＞

3. 計画の位置づけ

この計画は、市の成年後見成制度の利用の促進に関する施策について定めるものです。一関市総合計画を最上位計画とし、各福祉分野における個別計画に共通する考え方を横断的、体系的に示した一関市地域福祉計画の理念のもとに、一関市高齢者福祉計画及び一関市障がい者福祉計画の補完版として策定するものです。

4. 当市の現状と課題

4-1. 年齢3区分別人口の推計と認知症高齢者の人口推計

区分	令和2年(2020)	令和5年(2023)	令和6年(2024)	令和7年(2025)	令和8年(2026)	令和12年(2030)	令和22年(2040)
	総人口	113,877	107,930	106,297	104,777	103,227	97,046
15歳未満	11,767	10,245	9,955	9,575	9,247	8,211	6,852
15～64歳	60,259	56,148	55,010	54,126	53,163	49,538	40,353
65歳以上	41,851	41,537	41,331	41,076	40,816	39,298	34,839
前期高齢者	19,427	19,168	18,665	18,055	17,526	15,494	13,173
後期高齢者	22,424	22,369	22,666	23,021	23,290	23,804	21,666
高齢化率	36.8	38.5	38.9	39.2	39.5	40.5	42.5

出典：一関市高齢者福祉計画（令和6年度～令和8年度）

4-3. 成年後見制度と日常生活自立支援事業の利用状況（R4年12月末時点）

区分	後見	保佐	補助	任意後見	小計	日常生活自立支援事業
全国	178,316人	49,134人	14,898人	2,739人	245,087人	56,674人
(割合)	0.142%	0.039%	0.009%	0.011%	0.195%	0.045%
岩手県	1,631人	423人	93人	19人	2,166人	1,009人
(割合)	0.137%	0.035%	0.005%	0.008%	0.182%	0.085%
一関市	180人	27人	2人	2人	211人	48人
(割合)	0.164%	0.025%	0.002%	0.002%	0.192%	0.044%

⇒ 当市の成年後見制度の利用者数のうち、後見については全国と比較し利用者の割合は高くなっていますが、全区分の合計と比較すると全国よりやや低率になっています。日常生活自立支援事業の利用者数は、全国とほぼ同率になっています。

※日常生活自立支援事業

…判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助等を行うもの。実施主体は、社会福祉協議会であり、本事業の契約内容を判断し得る能力を有していると認められる方が利用することができます。

5. 施策の展開

広報啓発

○制度の広報、普及啓発の推進

- 本人を含めた地域住民等、支援に関わる関係者、専門職等が権利擁護の必要性に関する情報や、成年後見制度について理解を深めていくために周知、啓発活動を推進します。
- なお、高齢者や障がい者など情報を得ることが困難な人に対しては、相手方の心身の状況等を踏まえ、周知・啓発活動を行います。
- 講演会・出前講座などの開催にあたっては、制度に対する関心を高めて参加するきっかけを作るため、働きかけの手法の検討や制度の周知に取組みます。当市は広大な面積を持つことから、地域の身近な場所での啓発活動を実施します。

相談機能

○相談窓口の機能強化

- 住民や関係機関等へ、相談窓口（一次相談窓口、成年後見支援センター）の周知、広報を行います。一次相談窓口については、地域共生社会の観点から、高齢者、障がい者の区別で対応にばらつきが生じないよう、支援対応の平準化を図ります。
- 成年後見支援センターは、当面の間は一次相談窓口と一体的に相談業務にあたり、相談に係る知識や情報、ノウハウなどを集約・蓄積することで、二次相談窓口としての専門性の向上に取り組めます。
- 成年後見支援センターは、一次相談窓口で抱える課題等や成年後見制度のニーズに関する情報収集に努めます。また、一次相談窓口と成年後見支援センターの連携を強化し、相談体制を確立させます。

支援体制

○必要な制度の利用・移行促進

- 制度の利用の必要性については、多角的な視点からの検討が重要となるため、チームによる検討を基本としつつ、その検討に客観性・専門性が確保されるよう支援を行います。
- 事務調整会議を定期的実施し、日常生活自立支援事業の利用者のうち、成年後見制度への移行が必要と認められる人への移行調整を行います。

○申立て手続きの支援体制の整備

- 一次相談窓口において、申立て支援が適切かつ円滑に行えるよう、具体的な研修会を開催し、相談・申立てに関する対応能力の向上を図ります。
- 成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず身寄りがいない場合などは老人福祉法に基づき市長申立てを行います。

○権利擁護を支える地域づくり

- 社会福祉法人を中心とした法人後見の実施に向けて、検討を行います。利益相反を防止するため、市内で2法人以上が実施できるような仕組みづくりを構築します。
- 地域住民向け研修会を通して、成年後見制度を「我が事」として考える機会をつくとともに、地域における身近な存在として、後見等事務を進めていくことができる市民後見人の育成や活動に向けた取組みを進めます。
- 適切な後見人候補推薦のため、受任調整のための仕組みづくりを検討します。後見人候補者の的確な推薦ができるよう、日頃から家庭裁判所との連携体制を整えます。
- 低所得であっても制度を安心して利用できるよう、制度を利用するため費用の助成を支援するとともに、周知を行います。

○成年後見人等の支援体制の確保

- 成年後見人等からの相談に応じ、必要に応じて家庭裁判所と情報を共有します。
- 成年後見人等が選任されても、チームとしての継続支援の体制が確保される仕組みづくりを促進するとともに、関係者や家庭裁判所との連携を強化します。

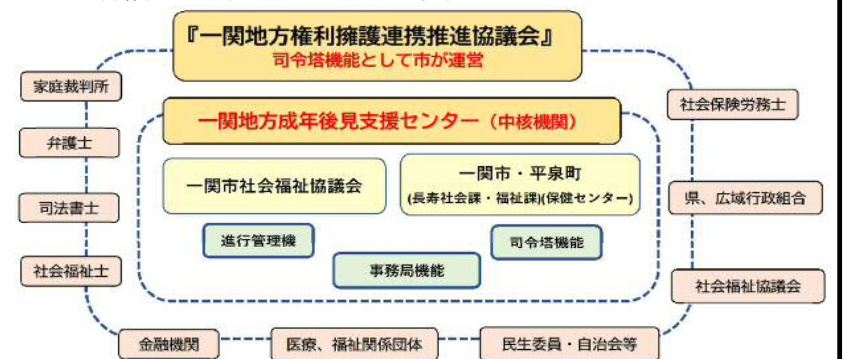
○権利擁護支援の地域連携ネットワークと中核機関の整備

- 一関地方権利擁護連携推進協議会及び中核機関については、令和6年度中に設置します。
- 司法や福祉などの関係機関を協議会の構成員とし、地域課題の検討・調整・解決などを行います。また、行政や関係機関が一体となり、地域連携ネットワークを構築します。

○意思決定支援を円滑に行う体制づくり

- 本人の意思で行うことが可能な任意後見制度について、制度の周知と活用について充実を図ります。
- 意思決定支援に関する講演会等を実施し、可能な限り本人自ら意思決定できるよう支援します。
- 終活などの将来に向けた備えや、意思決定支援のため、「人生会議」等の取組み・活用について、関係機関と連携し、検討します。

■権利擁護地域連携ネットワークの全体像



4-2. 知的障がい者と精神障がい者の状況

■程度別療育手帳所持者数の推移

(単位:人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A(重度)	402 (31.2)	400 (30.7)	386 (29.8)	392 (30.1)	388 (29.7)
B(中軽度)	888 (68.8)	905 (69.3)	911 (70.2)	911 (69.9)	920 (70.3)
合計	1,290	1,305	1,297	1,303	1,308

()内は各年度の合計に対する比率(%) 資料:岩手県

出典:一関市障がい者プラン 2024

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位:人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	363 (33.4)	326 (30.2)	309 (28.9)	332 (29.7)	324 (27.7)
2級	592 (54.5)	620 (57.3)	630 (59.0)	659 (58.9)	726 (62.0)
3級	131 (12.1)	135 (12.5)	129 (12.1)	127 (11.4)	120 (10.3)
計	1,086	1,081	1,068	1,118	1,170

()内は各年度の合計に対する比率(%) 資料:岩手県一関保健所

出典:一関市障がい者プラン 2024